

令和2年6月19日

宗像市議会

議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会

委員長 森田 卓也

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第54号議案 宗像市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。
法改正に伴う引用条項の整理である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第55号議案 宗像市税条例の一部を改正する条例について

第56号議案 宗像市都市計画税条例の一部を改正する条例について

この2議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により厳しい状況におかれている納税者等に対して、その影響の緩和を図るため、税制上の特例措置を定める法改正が行われたことから、必要となる条例の整備を行う。

特例措置の主な内容は、①徴収の猶予、②中小事業者等に対する固定資産税、都市計画税の軽減、③軽自動車税環境性能割の臨時の軽減措置における特例期間の延長、④個人住民税におけるイベント中止等による入場料等払戻請求権放棄に対する寄附金税額控除の適用や住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化である。

①徴収の猶予では、令和2年2月1日以降、納税者の事業に前年の同時期と比較して概ね20%以上の収入の減少等があり、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税の納付、納入が困難であると認められる場合、その者の申請に基づき、納期限から1年以内の期間に限り、その納税を無担保かつ延滞金全額免除で猶予する。

②中小事業者等に対する固定資産税、都市計画税の軽減では、中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に対して課税する固定資産税及び都市計画税の課税標準について、令和3年度分に限り、令和2年2月から10月までの任意の3カ月の事業収入が前年の同時期と比較して50%以上減少した場合はゼロとし、30%以上50%未満の減少の場合は2分の1とする。また、生産性向上特別措置法に基づき平成30年度から令和2年度までに取得した先端設備等に対する固定資産税の課税標準をゼロとする措置について、対象資産、対象期間を拡充する。特例措置の対象となる中小事業者等は、資本金1億円以下もしくは従業員数1,000人以下の法人及び個人事業者であり、これに該当する法人は、市内全法人の9割に当たる約1,700事業者である。

【第55号議案】

【意見】

(賛成意見)

- ・消費税率引上げによる不況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で苦労している事業者が多いと考える。税の徴収猶予等の特例措置により倒産を防ぎ、影響が長期化するようであれば、猶予期間の延長等のきめ細かい相談対応を強く要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

【第56号議案】

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第57号議案　宗像市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

放課後児童支援員の資格認定研修について、都道府県知事、指定都市の長が行う研修に加え、新たに中核市の長が行う研修を規定する。福岡県では、令和元年度において福岡県知事が主催する研修44回が開催されている。

【意見】

(賛成意見)

- ・研修の受講機会の拡充が図られたのであれば、放課後児童支援員が不足している現状において、支援員の質を高め、量を確保するために、指定都市、中核市での研修開催を県に要望してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。